

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画（廃棄物搬出設備の設置））【1】」
2. 日時：令和3年2月15日（月） 13時30分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官※、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官、
宮本安全審査専門職※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長 他19名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・川内原子力発電所第1号機 廃棄物搬出設備設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・川内原子力発電所1号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料【廃棄物搬出設備設置工事】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁桜井ですじゃあこれから仙台の廃棄物放出説明のヒアリングを始めたいと思います。
0:00:09	ご説明をお願いします。
0:00:11	九州電力の榎並です。本日はよろしくお願いたします。川内1号機の廃棄物ハマグチの設置に関わります設計及び工事認可申請につきましては、1月の19日に申請をさせていただいております。
0:00:30	今回の申請の主要な設備といたしましては、発電所の文献伴いまして発生しますと、事故対処廃棄物を圧縮減容して固化する設備と、この充填固化体を搬出するまでの間で発電所の本貯蔵いたします設備、
0:00:49	それと、それらに対しまして、放射線管理検知器等をきちっと火災防護設備等を申請対象としてございます。
0:00:58	いえ、本日の御説明資料といたしましては、
0:01:03	資料ナンバーの1といたしまして、審査できるの概要をご説明いたします。専第1号が原子力発電所第1号機廃棄物反映して設置工事に関わる設計及び工事の認可し、
0:01:20	工事計画認可申請についてというヨコオのスライド式等ものと1の資料ナンバー2といたしまして、
0:01:33	適用する条文添付書類、あと不定場外工事に関わります工事の方法の言えないと仮称明記いたしました。補足説明資料のほうを準備させていただいております。
0:01:47	本日は、こちらの資料を用いてご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしうございますでしょうか。
0:01:57	いっぱいあります。
0:01:59	愛知県それでは資料に沿って御説明のほう担当のほうからさせていただきますので、よろしくお願いたします。
0:02:10	九州電力のコウツマですが、今から説明をさせていただきます。
0:02:16	お手元にパワーポイント資料の右肩に資料1-1棟を記してありますものを御説明いたします。
0:02:28	時水はよろしいでしょうか。はい。それでは説明を始めます。1枚めくっていただきまして、
0:02:40	目次でございます。本アポイント資料の構成について少しお話をさせていただきます。
0:02:50	まず一番のはじめにというところで設置許可から今回の追設工認に至るまでの時系列につきまして簡単にお話をさせていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:03	それから、2 番。
0:03:05	廃棄物搬出設備工事の概要ということで、これは設置許可等でも話をしましたが、廃棄物搬出設備の建家等の構成や、
0:03:17	処理の主要な部分でありますし、ぜひ同左等について簡単にお話をさせていただきます。
0:03:25	それから三番目、ここからが今回の追設工認に関連するところになりまして、
0:03:33	今回の設工認の不備等の範囲についてお話をさせていただきます。
0:03:42	それから 4 番。
0:03:44	ここにつきましては、技術基準、各条文についての適合性
0:03:52	についてお話をさせていただきます。それから最後盤へ廃棄物監視設備の全体工事の工程について、
0:04:02	あらましを御説明させていただきます。以上一律でこの資料が構成されております。それでは、早速説明に入ります。まず
0:04:13	1 ページ目をお願いいたします。
0:04:19	はい、はじめにというところで、
0:04:24	白丸の一つ目、これは今ほどエナミ副長のほうから説明がありましたので、ここは設置の目的ということで説明は省略させていただきます、白丸の二つ目。
0:04:39	設置許可の状況でございます。
0:04:42	西、2020 年 1 月 31 日に設置変更許可を申請してございます。
0:04:49	1 度の補正を大幅して一緒に 20 年 10 月 21 日に許可を受けてございます。
0:04:57	そして今回の設工認ですけれどもこれも先ほど説明がありましたように、
0:05:03	今年の 2021 年 1 月 29 日に申請をしてございます。
0:05:09	これまで来遅れが簡単に議論の地形力でございます。
0:05:15	めくっていただいて、
0:05:19	2 ページ目をお願いいたします。
0:05:23	ここには廃棄物搬出設備の建家構成を示してございます。
0:05:31	まず、下の三つある自動泡を一番左をご覧いただければと思います。
0:05:38	廃棄物算出建屋は、この発電所納付監事の
0:05:45	廃棄物搬出建屋という矢印で示した位置にあります。
0:05:51	ここは海拔 17m のほうも 1 にございます。
0:05:56	続きまして、建家の構成ですけれども、真ん中の図或いは右の図を見ていただくとわかりますように、
0:06:06	L 型の構造をしてございます。
0:06:11	その高いほうが圧縮固化処理と

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:16	ここで処理を行うこととなります。それから、1 階の平屋これがはい固体廃棄物搬出検査等
0:06:27	ここで出来上がった後、充填固化体の貯蔵方法や検査大きい行います。
0:06:37	真ん中の図を見ていただいて、簡単に思うものの流れ等を説明しますと、
0:06:46	まず事例。
0:06:48	分別前処理エリアで
0:06:53	雑固体の分別統合を行います。
0:06:57	で行う分別を行った。
0:07:00	お答えにつきましては別ドラム一種の入れて最終的に
0:07:07	1 階のオペレーターで
0:07:10	圧縮をして経営モルタル充填で重点答えができるというふうな流れになります。
0:07:21	次に、
0:07:24	先ほど言いました処理の主要なところでありますと依頼について説明をいたします。3 ページ目をお願いいたします。
0:07:34	はい。ここには澤邊平野大まかな構造とそれらによってドラム缶がどのような形をとっていかを示してございます。
0:07:45	まず、向かって左側の図をお願いいたします。
0:07:50	今回のゼロが縦方向の圧縮理解を行います。これ 2 軸方式といいます。
0:07:59	まず②の点線で囲って、
0:08:06	込んであります部分、
0:08:10	夢の圧縮を行うところです。
0:08:13	どういったものかといいますと、その矢印が示しているぞ見ていただきたいんですけれども、まず 1 回目のプレスでドラム缶を縮景しますドラム缶の直径を小さくします。
0:08:32	で小さくなったドラム缶につきましては、今度は三番の点線で囲んでおります。
0:08:39	ところに移して、
0:08:42	もう一度今度別の応募プレ審査で二つ目のプレスでは縦方向の圧縮を行います。
0:08:52	こうすることで、
0:08:55	ドラム缶の圧縮減容をすることができて向かってDは人数にあります③番。
0:09:04	元の大きさに対して、大体 3 分の 1 程度の文言も圧縮減容でき上がるようになります。
0:09:13	これにつきまして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:17	再度 200 リッタードラム缶に重点して、ここにモルタル等を入れて、充填固化体をつくるというような処理の流れになってございます。
0:09:30	続きまして、
0:09:33	次のページを見ますと、4 ページ目をお願いいたします。
0:09:40	そこには今回の設工認の申請範囲について簡単に図示をしております。
0:09:52	圧縮処理等につきまして階層がA階層の表示が 1 回 3 回非公開というふうになっておりますが、これは 1 回及びE3 階のところに中間相でございまして、
0:10:10	中間相数えると、この建屋は 6 階建ての建物ということになります。
0:10:18	はい。今回のほうの続きですけれども、まず、査定廃棄物の廃棄施設ということで、
0:10:27	圧縮固化処理等にあります。真ん中にエラーがあります。この便覧と、それから、
0:10:35	例目。
0:10:38	よろしく御かつ処理棟の横に与える算出検査等がございますが、この二つが放射性廃棄物の廃棄設備ということになります。
0:10:48	あと放射線管理施設としまして、
0:10:55	はい。
0:10:55	一点鎖線で表しております。換気設備と実線で表しております。排気排気系統、これらでこれらと、それから、
0:11:08	分別 3 回ほど会議あります分別枚処理のエリアモニタ等で構成してございます。
0:11:17	はい、それからその他の検査発電用原子炉の附属設備といたしまして、火災防護設備があります。
0:11:26	これにつきましては波線で示しております、向かって図の向かって左側に廃棄物反し設備消火用水タンクなるものがあります。
0:11:43	廃棄物 3 施設設備の消火あろう消火系統につきましては、
0:11:49	水消火の部分はあすこの建屋専用のを水源とポンプを設置いたします。
0:11:57	まず震源となりますが、すみません、繰り返しになりますけれども、廃棄物再設置の消火用水タンク、
0:12:05	これを 2 基設置して多重性を図っております。
0:12:11	続きまして、廃棄物監視設備の電動消火ポンプ、それから排気物搬出設備のディーゼル消火ポンプ、
0:12:21	これは水消火の駆動減として、終了しまして、二つ設置して多様性を図ってくれます。
0:12:30	あともう一つ、膨縮固化処理等の 1 回の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:38	右隅にありますハロンで
0:12:42	ハの消火設備位の合わせまして、今回の消火設備等というふうになってございます。
0:12:53	はい。
0:12:56	あと
0:12:58	*の説明を少しさせていただきますが、まず
0:13:08	ちょっと※の1を飛ばしまして個目の2E廃棄物の貯蔵庫としては、
0:13:16	これは技術搬出検査等というふうになります。それから※の3。
0:13:22	火災区画構造物及び廃棄物搬出設備遮へいとございますけども、まず火災区域構造物等につきましては、圧縮固化処理等と言うと、その便覧のおまわりのベンダーエリア。
0:13:38	それから、議題あり廃棄物ブルー搬出検査等と言うと、その検査、検査と全域というふうになります。それから廃棄物搬出設備の再開でございますが、
0:13:53	社員一基ちょっと複雑な構成を出しております、ちょっとここでは完全に表すことができておりません。そちらにつきましては、添付資料等のほうでご確認をいただければというふうに思います。
0:14:11	機器設備の大まかな設備については以上でございます。
0:14:17	続きまして、
0:14:21	5ページ目をお願いいたします。
0:14:26	ここからは、今回の設工認の本文につきまして、
0:14:31	本部の各項目ごとに整理をした表になってございます。
0:14:36	まず要目表をですけれども、これは今ほど説明しました。設備について記載しておりますので、この説明は省略させていただきます。
0:14:48	それから次の基本設計方針ですけれども、ここにつきましては、廃棄物の廃棄施設等その他発電用原子炉施設の附属設備附属施設、先ほど説明しました部分について、新たに
0:15:07	現在より圧縮減容してモルタルを充填する充填して処理する設計を廃棄物放射性廃棄物の廃棄施設のところに追記。
0:15:19	それから、建家廃棄物算出設備専用の消火用水等の容量等についての設計について飾りいい。
0:15:32	発電用原子炉施設の附属施設のところに追記してございます。
0:15:37	それからその次適用基準及び適応規格につきまして、新たに追加したものがJSMEの201位等の作ん基準値規格でございます。
0:15:50	ただし、これらにつきましては、原告
0:15:54	愛さ日本語でも先行で適用しております、全くの新規のものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:00	はい、めくっていただきまして 6 ページ。
0:16:06	はい。本文の続きでございます。あと工事の方法、それから、設計及び工事に関わる品質ガレージ後システム。
0:16:16	この二つにつきましては、
0:16:19	小さい設計及び工事計画から特段変更はございませんで、説明のほうは省略をさせていただきます。
0:16:28	はい、次のページの説明に移ります。
0:16:32	7 ページ目をお願いいたします。
0:16:36	4 番、ここからは、技術基準価格状況もあって、今回の設工認で適合をします技術基準の各条文について。
0:16:51	どのような設計方針を訪問するのかというところを、を表にまとめてございます。
0:17:00	例えば非常に長。
0:17:02	一番上の 4 条の設計基準対象施設に一番 2E につきましては、
0:17:09	適合するための設計方針としまして、
0:17:13	耐震重要度分類に応じた地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置するというふうに設計をいたします。
0:17:24	添付資料をオオムラの耐震性に関する説明書等でも、この辺りはしっかり P 設備としてございます。
0:17:32	結局処分の整理につきましては、この 7 ページ目から 19 ページまででありまして、
0:17:40	それぞれ条文を申し上げますと、今言いました 4 条の地盤、それから御所地震による損傷の方。
0:17:50	もし 6 条、津波による損傷の防止 7 条、外部からの衝撃による損傷の本シート 8 以上立ち入りの防止、9 条、
0:18:02	発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止、
0:18:07	めくっていただきまして、次の 8 ページが、
0:18:11	続き手順書
0:18:14	注経営者地の崩壊の防止、11 条、火災による損傷の防止ちゅう三条安全避難通路等 14 条安全設備、
0:18:27	10 交渉設計基準対象施設の機能、
0:18:31	めくっていただきまして 9 ページ目が、
0:18:38	17 条材料及び構造を 34 条計測装置、39 条廃棄物処理いい設備等が 40 条、廃棄物貯蔵設備等、
0:18:53	41 条放射性物質により汚染の防止、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:58	42 条生体遮へい装置をめくっていただきまして、
0:19:02	10 ページ。
0:19:05	43 条換気設備 47 条警報装置等が 40 授業、
0:19:12	これらの条文が今回の設工事の方も対象状況となっております。
0:19:20	はい。次に移ります。最後になりますが、11 ページをお願いいたします。
0:19:28	経営トップを廃棄物搬出設備の設置工事のあらましでして、節機構に移行を概略で示してございます。
0:19:38	先ほど、
0:19:40	見ましたけども、この 1 月 29 日に設工認の申請をしてございます。
0:19:46	前期具体的具体的な設置工事ですけども。
0:19:51	補選 21 年度の 10 月を考えてございます。それから、工事の完了につきましては、2025 年度の 6 月を考えてございます。
0:20:05	これがNUL設置工事の工程のハマダcというふうになってございます。
0:20:14	以上が会場の説明になります。
0:20:24	九州電力エナミですね、今、資料 1 が若い図ですね、割増鉄塔の時点での投資気圧高質問事項ございましたらよろしく願いいたします。
0:20:41	資料 2 次、
0:20:44	よろしければこのまま資料 2 のほうも御説明させていただきます。
0:20:53	はい。
0:20:55	九州電力のイデバタですよろしく願います。
0:20:58	表紙令和補足説明資料を書いている資料願います。
0:21:05	めくっていただきまして、目次でございまして、
0:21:11	補足説明資料 1 から 3 まで準備してございまして、1 が市
0:21:19	設計及び工事計画認可申請における適用条文等の整理について補足説明資料 2 が申請書に添付する書類の整理について、
0:21:29	S3、工事の方法に関する補足説明資料を準備しております。
0:21:35	委員長こちら
0:21:37	従来通りの補足説明資料 1 から 3、
0:21:41	そうっております。
0:21:44	補足説明資料 1 から 3 まで通しで説明させていただきたいと考えているのですが、よろしいでしょうか。
0:21:53	はい。
0:21:55	はい。
0:21:57	そうしましたら掲示方法 1-1 をお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:06	補足説明資料 1 ということで、共助当分等の整理について説明して、今、次のページのほう 1-2 をお願いいたします。
0:22:21	こちら表左から技術基準規則適応用意判断適用と申請理由という順に表でまとめます。
0:22:34	はい。
0:22:36	適用要否判断の適応申請どちらも丸の条文につきましては、先ほど概要資料にて説明 7 ページから 10 ページ目を見て説明した内容と同じとなっております。
0:22:51	指定適用申請どちらも活発となっている条文につきましては、今回適用しない条文となっております、記載は、
0:23:02	理由は記載の通りとなっております。
0:23:07	Eとこちらの記載内容については省略させていただきます。
0:23:12	次のページほどの
0:23:14	表 1-3。
0:23:16	をご覧ください。
0:23:20	この中で、第 18 条及び第 21 条につきましては、
0:23:26	適用が丸申請がバツとなっておりますが、理由としまして、申請対象設備にクラス 3 機器が本条文に適用しますが、本条文は使用中の運用要求であり、
0:23:41	設計段階において確認する条文でないことから、申請対象外と整理させていただいております。
0:23:48	はい。
0:23:50	続きまして、提示飛びますが、そう、1-7 をお願いいたします。
0:23:58	はい。
0:24:00	今回の申請対象は、
0:24:04	AB設備となりますため、49 条以降の衛星ほかについてはすべて対象外としております。
0:24:16	次にほう 1-9 ページ。
0:24:20	次のページでございますが、設計及び工事計画認可申請における適用条文一覧表についてですか、各申請設備等条文の 1 ないし。
0:24:35	一覧表をこちらに記載してございます。
0:24:39	うん。
0:24:40	補足説明資料 1、
0:24:43	適用条文の整備については御説明以上となっております。続きまして、
0:24:51	補足説明資料 2 のほうに入りたいと思います。2-1 ページ目をお願いいたします。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:02	はい。
0:25:03	申請書に添付する書類の正規ということで御説明させていただきたいと思えます。この 2-5 ページをお願いいたしますすみませんこの 2-3 ページですね。お願いします。
0:25:18	はい。
0:25:23	はい。
0:25:24	こちら表の左から
0:25:26	書類名添付の要否理由。
0:25:30	いうふうにまとめさせていただいておりますこちら従来通りのフォーマットです作成させていただいております。
0:25:40	まず、
0:25:42	補 2-4 ページ目を
0:25:44	ご覧ください。
0:25:48	はい。
0:25:50	上から二つ目で発電用原子炉の設置、
0:25:54	の許可との整合性に関する説明書ということで、昨年 10 月 21 日に認可をいただいた設置許可との整合を説明するために添付してございます。
0:26:06	それからその下の下でございしますが人が常時勤務または頻繁に出入りする工場または事業所内の場所における線量に関する説明書ということで、こちら新設する廃棄物搬出建屋には人が常時
0:26:25	勤務いたしますため、添付してございます。
0:26:29	はい。
0:26:30	はい。
0:26:32	続きまして、
0:26:33	2-5 をお願いします。
0:26:37	こちら表の一番さの設定根拠に関する説明書を添付してございます。
0:26:46	次のページほう 2-6 ページ目をお願いします。
0:26:50	はい。
0:26:53	こちらのページでは、健全性に関する説明書
0:26:58	その下の火災防護に関する説明書
0:27:01	を添付してございますその下の下での長期TBポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
0:27:12	につきましては、今回申請対象設備で電動消火ポンプや、圧縮処理とか配管とか、回転機器とありますため、
0:27:25	こちらの説明書を添付しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:30	続きまして通信連絡設備に関する説明書と取付け箇所を明示した図面と安全避難通路に関する説明書と図面に関しましては、
0:27:42	こちらにも新設する廃棄物搬出建屋には各々設置するため、転倒ていただいて
0:27:52	おります。
0:27:58	次のページほう 2-7 ページをお願いします。
0:27:59	はい。
0:28:03	こちらが非常用照明に関する説明書
0:28:11	Dtもについてですが、こちらにも新設する建屋に設置するために徹底して
0:28:17	おります。
0:28:20	続きまして次のページ補 2-8 ページ目をお願いします。
0:28:28	こちら計測制御系統施設、
0:28:29	になりまして、こちらでは耐震性に関する説明書を添付して
0:28:35	ございます。
0:28:38	。
0:28:41	続きまして、2-10 ページ目をお願いいたします。
0:28:45	はい。
0:28:48	こちら放射性廃棄物の廃棄施設、
0:28:55	ということで、
0:29:05	配置を明示した図面、
0:29:17	そう、耐震性に関する説明書、それと構造について添付して
0:29:22	おります。
0:29:25	表一番下の固体廃棄物処理設備における放射性廃棄放射性物質の散逸防
0:29:28	止に関する説明書につきましては、
0:29:31	今回リーダーを設置いたしますため、放射性物質の散逸防止について説明
0:29:34	するために添付して
0:29:40	ございます。
0:29:43	続きましてほいいのか、12 ページ目をお願いします。
0:29:50	こちら放射線管理施設ということ。
0:29:55	になりまして、
0:29:59	配置を明示した図面系統図、
0:30:02	エールを添付して
	ございます。
	それから、エリアモニタを設置いたしますため、計測装置、
	の構成に関する説明書
	計測装置の系統図及び系検出器の取付課長は明示した地面
	それと計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
	を添付して
	ございます。
	その下の管理区域の出入り管理設備、
	に関する説明書でございますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:05	廃棄物反した定例議案に管理区域を設定。
0:30:09	いたしますため、添付してございます。
0:30:15	なお、本申請では環境試料分析装置に該当する設備がないため、こちらは説明してございません。
0:30:26	それと、一番下の行譲受、
0:30:29	耐震性に関する説明書を添付してございます。
0:30:33	はい。
0:30:34	続きまして本、2-13 ページですが、一番上の生体遮へい装置の放射線の
0:30:41	遮へい及び熱状況についての計算書、
0:30:45	添付してございます。
0:30:48	はい。
0:30:50	次のページに 2-14 ページ。
0:30:54	施設が
0:30:55	こちら火災防護設備となっておりまして、耐震性に関する説明書、強度に関する説明書構造図面について添付させていただいております。
0:31:07	次のページほう良いの 15 ページをお願いします。
0:31:13	最後に設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムに関する説明書を添付していきます。はい。
0:31:23	補足説明資料 2 については説明以上となります。
0:31:28	続きまして補足説明資料 3 に入りたいと思います。
0:31:38	3-1 ページ目をお願いいたします。
0:31:42	ちょっと
0:31:43	工事の方法に関する補足説明資料としまして提示してございます。次のページをお願いします。3-2 ページです。
0:31:55	こちら申請書本文の
0:31:58	工事の方法のうち、当該工事に該当する箇所を黄色ハッチングとしております。
0:32:05	なお、将来、すいません。なお、従来通りの工事の方向から外れるようなものは今回の廃棄物監視設備設置工事にはございません。
0:32:17	内容につきましては記載の通りのため、説明を省略させていただきたいと思っております。
0:32:25	以上が補足説明資料 1 から 3 についての御説明となります。
0:32:31	はい。
0:32:32	はい。
0:32:35	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:36	はい。
0:32:41	さっきの話、
0:32:43	それと、
0:32:44	ちょっとこっちの補足のほうでちょっと
0:32:47	質問があるので、
0:32:50	お聞きしたいと思います。規制庁桜井です。朝パワーポイントの資料1の一井です。
0:32:57	以上
0:32:59	そういえば2.1のところに、
0:33:02	検査等で、
0:33:05	ドラム缶貯蔵しますって書いてあるんですけど、設置許可のときに、なんぼナンボ所蔵するって、
0:33:14	いいの。
0:33:16	記載いただいたかと思うので、そこら辺かけたら書いといたほうがいいのかと思うんですけど、いかがですか。人3000本でした。
0:33:27	はい。
0:33:28	4564車線黒っぽいです。すいません、ちょっとうろ覚えです。
0:33:36	はい。ちゃんと記載をするようにいたします。
0:33:40	はい。
0:33:42	D
0:33:43	すみません藤森ですけど、今の
0:33:47	4500万の件なんですけど、貯蔵容量としても4500本が設置許可ではこのどこに置いて4500本っていうのがあったと思うんですけど、このPartだけじゃなくて、補足説明資料に少なくとも
0:34:06	その4500本をどこにどうやっているというコンプレッサ用船500本なんだっていうところは、資料として追加してください。はい、わかりました。
0:34:23	菊地
0:34:25	今度ですいません、九州電力のコウヅマです。今ご指摘いただいた意見について、了承しましたので、資料のほうに追加するようにいたします。
0:34:38	議長。
0:34:39	うん。
0:34:41	ありがとうございます。次の3ページ費合わせで私の分だけがぱっと行けますけど、3ページですけど、ドラム顔ビラ施工圧縮して債縮減葉菜あと最重点整備って記載されていって、
0:34:58	続き資料とかではないんですよ、この④番の最重点する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:05	Dの三つぐらいの縮減されたドラム缶が入るっていうのは、このドラム缶っていうのは入れるよう専用っていう感じであるんですかね。
0:35:18	あってお聞きしたのこのままのやっぱのやつがそのまま船で運ばれていくんですかね。
0:35:24	結果運ぶときは運ぶときで
0:35:27	ちょっと今回の設工認に直接的に関わってくるのかどうかちょっと微妙なんですけど、そうするとそのまま
0:35:35	この4番のドラム缶はそのままいっちゃうんですかねそれとも中、ただして、
0:35:41	別な容器鋼製8日中のドラム缶に入れていくのかなんですか、そこら辺の運用はどんな感じなんですかね。
0:35:49	はい。
0:35:50	九州電力のコウヅマです。まずドラム缶ですけども、
0:35:56	最終的に4番の段階って、例えば全然違うドラム缶を持ってきた種類の違うドラム缶を持ってきて、そこに詰めるというようなものではなくて、
0:36:11	言ってみれば、①番のドラム缶と同じドラム缶になります。それからもう一つの御質問の思う基本版をそのまま廃止搬出するというをおについてですけども。
0:36:28	阪神いたします。
0:36:36	B
0:36:38	はい。
0:36:40	記
0:36:43	流れがいいのか。
0:36:45	わかっていました。はい。
0:36:53	ありがとうございます。アバットじゃ4ページですけど。
0:36:58	はい。
0:37:01	FPGの審査対象外にされているもので固形化処理の器具っていうのは、
0:37:08	おそらくモルタルされるモルタルする器具がその固形化処理できるっていうので、警察総長も設置各PARの時々今使っているところで使っているやつを入れるんだっていう話をされていたと思うんですけどもそれ、
0:37:23	説明を補足なりで良いので。
0:37:26	ちょっと入れておいてもらってますか。
0:37:30	どここの今施設にあって物を運んできていますって言うのだと思うんですけど、こっちの補足にも入っていないような気がするので、
0:37:43	一方、
0:37:45	九州電力の考査です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:48	すいません。4 ページ目のオオムラの朝、
0:37:54	リスクの位置については、すみません先ほどちょっと説明を通せるって参りました駅おっしゃられるように、これにつきましては、工認申請対象範囲から移動を設備でございまして、
0:38:12	最終的に充填固化体をつくる上で、必要な資機材ということで、それと検査をするために必要な汎用品ということで、ここに載せてございます。
0:38:27	今おっしゃられたようなことにつきまして、補足のほうにしっかり記載をさせて支出いたします。
0:38:37	はい、お願いします。
0:38:39	シンチ
0:38:44	ちょっと、
0:38:46	状況についてですけど。
0:38:50	はい。
0:38:53	始まった 9 条の 93
0:38:56	急傾斜地さつき崩壊の防止で補足のほうに、
0:39:05	内容って、あるんですけど、これで津波申請書の地図で読めよってことなんですかね。
0:39:17	し危険区域に指定された地域に設置してないことを確認する必要があるため、対象とするとは書いてあるんですけどこれ文章申請書の中でこれはどこで
0:39:32	そう。この危険区域の場所じゃないって言うよう読めばいいんですかねという質問です。
0:39:39	ちょっと私がまだ全然探し切れてないのかもしれないんですけど。
0:40:11	すいません九州電力のコウヅマです。
0:40:17	急傾斜地崩壊危険区域に作りませんということにつきましては、今日先ほど、基本設計方針のほうに記載してございます。
0:40:31	今後、
0:40:32	もうちょっとちゃんと読めるって言うことですね。
0:40:37	九州電力のコウヅマです。はい、そうです。
0:40:43	なので、
0:40:44	つけられなかった。また聞きます。
0:40:46	はい、とりあえず私からは、
0:40:53	すいません規制庁使う上ですが、
0:40:58	パワーポイント資料の 5 ページ目で、
0:41:01	たよ刑事弁護ページ目で、
0:41:04	等関係する設備と挙げていただいていると思うんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:09	5 ページ目のところで、要目表上は、
0:41:14	補正秋物の廃棄施設として可決搬出検査等と書かれてるんですけど。
0:41:22	その処理のほうの扱いっていうのは、
0:41:26	どういう扱い
0:41:28	になってて、ここ検査等と書かれたんでしょうか。
0:41:58	はい。
0:41:59	はい、九州電力のコウヅマです。
0:42:04	設置許可等の大くりを以前に設置許可のときに、紐解いたところ、放射性廃棄物ローンを
0:42:16	廃棄施設は、
0:42:19	差配既設の
0:42:24	ちょっと待って。
0:42:29	-1
0:42:32	はい。
0:42:36	少々お待ちください。結局部分での査定排気物の廃棄施設、
0:42:48	部長の政治家によりますと、
0:42:52	まず大くりで放射性廃棄物の廃棄施設が発生して、その中に液体廃棄物の処理施設、液体廃棄物の処理施設、固体廃棄物の収集処理施設、
0:43:04	検討が当然整理をされております。
0:43:10	ということで、
0:43:13	廃棄施設とし廃棄施設の中に貯蔵施設である検査等をそれからラベルがあるというふうな整理をさせていただきます。
0:43:32	規制庁使う上です。
0:43:35	それでは、建家としては、全体
0:43:39	にかかっているけれども、
0:43:42	より正確に
0:43:44	節設備名で書いていくと、許可の整理を
0:43:49	こうなるんじゃないかという御説明だったと。
0:43:54	九州電力のコウヅマですね、そう考えております。
0:44:03	ぜひ、
0:44:06	記
0:44:07	はい、わかりました。ちょっとバース整理論だけだと思うので、ちょっとこちらでも整理しています。
0:44:16	うん。
0:44:19	大きく違う点が同じパワーポイントの 7 ページで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:24	はい。
0:44:28	bで書かれていて、この添付書類で先ほども
0:44:33	口頭でこうなったとこなんですが、その7条の関係の添付書類のクラス3からソフト対応だから、いやないですという御説明だった経費ですが、その整理ってどこかでされているものですか、これは3だから要らないっていうのは、
0:44:57	市長、
0:45:21	九州電力のハマグチです。
0:45:24	どう自然現象関係の説明書ですけれども、1新規性基準工認から防護対象設備とか申請対象にある場合に、当添付書類やつについては出すようにしてございまして、
0:45:41	今回はクラス3設備になってくるんで午後退社ならないということで正門からそういうふうになっくりでですね、添付資料の出す要否について考えまして、今回出さないということになってます。以上です。
0:45:58	はい、既設壁ですけど、そういう意味で号棟対象設備を中心に今まで説明されてきたということだと思んですが、単体でそういったされた場合に、
0:46:12	この書類が
0:46:13	本当に要らないのかっていうのは、
0:46:16	どっかで精査すれば、その整備の通りですという
0:46:21	話なんだと思うんですけど、単体の施設で見た場合、もう
0:46:26	というような判断だっていうのは、
0:46:29	それも整理されてるんですかね。
0:46:33	はい。
0:46:36	PARの整理という意味では今日出したあの補足説明資料の2番のほうに説明をございまして、補足説明資料の当方の2-5ページをお開きください。
0:46:54	はい。
0:46:55	この2-5ページの一番上、自然現象等による損傷の防止に関する説明書のところで、添付の予備率がバツとした上で、あと右側の利用にちょっと中身に理由を書かせていただいております、こちらの阪急さん設備は、
0:47:12	六条-72規定されます日には該当しますんで、基本設計方針に気づいて、基準津波によりその機能を損なわないように設計することと、あとは自然現象そのものがもたらす環境条件でその間、安全性を損なうおそれは、
0:47:28	防護措置の適用で3措置を講じることを記載するんですけども、添付書類についてはクラス3に属する施設、施設なんで添付しませんと。
0:47:37	いうことは説明してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:41	一応ここで一応設置整理して説明しているというふうに考えているところです。以上です。
0:47:51	廃棄施設を使われてPARの耐震クラスCで、
0:47:57	であれば、
0:47:58	耐震計算書を使っていいとか言っている。
0:48:03	段階のレベルに応じた
0:48:06	添付書類というのもやっていることをやっているの、
0:48:12	御説明させて、今言った整理というのはどちらかというと、規制庁等々事業者さん走向で、こういう整理ですねというのが、
0:48:23	その新規制
0:48:25	以降の単発の施設としてとかでなされていることがありますかという意味で聞きました。
0:48:34	はい。
0:48:35	抵当少々お待ちください。
0:48:51	ですから、
0:48:57	ハマグチです。九州電力ハマグチです。
0:49:01	整理といった意味では従来からそういうふうにしてますっていう話をさせていただいてるんですけど、再稼働の他も仙台-SWの届け出でありましたりあとは先般で言いますと、玄海の蒸気発生器保管庫のほうも、
0:49:19	クラス3設備であるんですけども添付書自然現象の添付資料をつけてないということで、逆とそういうふうに来てくるっていうところはございます。以上です。
0:49:35	そう。
0:49:37	玄海の必要観光ま既存の建屋でっていうのもあったと思いますけど、緊待所とか、
0:49:45	どうかですかね、ちょっとこちらでも確認してみます。
0:49:53	九州電力ハマグチです近海の場合はSA設備の機能がございまして、その関係でもつけてございますけどもDBとしてつけてるという認識は特にはないです。
0:50:06	1以上です。
0:50:10	はい、結構、つまりそれは緊対所については、SA設備としてつけてますから、DBとしてつけてませんというのが実績としても、
0:50:23	あると書いたというのは理解しました。
0:50:28	はい。
0:50:33	聞きましたパワーポイントの資料も9ページ目で同じところなんですけど。
0:50:40	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:44	説明
0:50:46	わかれば、
0:50:50	説明資料も、
0:50:52	いいとかを見ると、火災防護施設についてはつけますと書いてあるんですけど。
0:50:59	それ以外のものっていうのは、
0:51:01	対象にならないというお教えてください。
0:51:09	それで掴めさんちょっと声が聞き取りづらくてもう1回よろしいですかごめんなさい、17条の
0:51:16	はい。
0:51:17	強度に関する説明書というのが書かれていますけど。
0:51:21	これは補足説明資料のほうで見ると、その火災防護施設については、
0:51:27	説明しますと書かれていると思うんですが、それ以外の設備
0:51:34	該当にならない理由を説明いただけますか。
0:51:39	承知しました。
0:51:42	17条はクラス機器に対する要求になってございまして、今回の申請している廃棄物廃棄搬出設備令とその中に記帳機とか巻とかが対象になってくるんですけども。
0:51:58	今回の申請対象の中では火災防護設備にしかですね、クラス機器となる。
0:52:06	タンク、あとは、主配管がなくて、
0:52:09	盗難で一応添付資料側の整理では詳しく火災防護設備について説明しますということで説明しているところです。以上です。
0:52:22	はい、実は扱う上で、定数で換気設備で、
0:52:27	その配管とかあると思うんですけど。
0:52:31	そちらは4クラス扱いになるということですか。
0:52:38	九州電力ハマグチでさえ、その通りです。
0:52:42	施設を使われてはい御説明わかりました。
0:52:50	私からは以上です。
0:53:00	規制庁側からとか2
0:53:04	ございますでしょうか。宮本さん。
0:53:09	規制庁の宮本です。
0:53:11	ちょっと教えていただきたいところがあります。スライドの
0:53:17	アポスライド5ページ目のところに、
0:53:20	要目表がありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:23	ちょっと細かいところで申し訳ないんですけども等火災防護設備のそこでテーラー
0:53:34	エリア。
0:53:35	検査等前記扉エリアを火災区域火災区画にしているといってるんですが、
0:53:40	具体的に依頼エリアっていうのはどの辺りになるのかっていうことと、
0:53:45	このペラエリアが今回申請する工認で申請するピラエリアというのは、許可申請の時の補足説明資料にもちょっと同じような火災区画なり区域の考え方で示されていると思うんですけども。
0:54:00	それ等を同じGーになった。
0:54:03	考え方をしているのか、その2点を教えていただけますか。
0:54:18	九州電力のミナミザトレース等、今回、同じ要目表のところにも書いてますけれども、火災防護上のすいません、火災防護上の火災防護を行う機器等という趣旨としましては、
0:54:33	要目表の放射性廃棄物の廃棄施設のところに書いてます検査等々米エラーを抽出しております。その等検査等々米エラーを設置する箇所を今回火災の区域区画として設置を設定しております、
0:54:52	その上で、検査等々レーダーを設置するピラエリアを火災区域区画の構造物として設定しております。
0:55:01	許可の時点では
0:55:06	説明資料まとめ資料のほうに、区域区画の漫画絵のようなものをつけさせていただいたんですけども、時段階では建家全体建屋の外周ですね、区域として設定するということで設定しております、
0:55:25	その考えについては、今回、5人設工認においても同様となっております。建家全体を区域区画区域、火災区域として設定した上で防護の対象を設置する箇所を区画として設定をしております、今回で言えば検査等々、
0:55:45	の箇所等あと阿部以外でやるとして設定しております。
0:55:52	処理棟側につきましてはUTPなお設備もございますので、その箇所については、今回火災区域区画としては、設定からは除外しておりますオペフロ以上です。
0:56:08	引き続き、
0:56:11	はい規制庁宮本です。
0:56:14	私の質問仕方がちょっといまいち良くなかったかと思うんですけど、テーラーエリアといったときに本当にペイイランばりの部屋のことだけなのか、或いは例えば隣にあるモルタル充填の部屋ですとか、そういったところも含んでるのかっていうのをお聞きしたかったということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:34	当火砕処理棟のほうは下階までちょっと等もテロ繰り返しになって申し訳ないですけども、処理棟のほうは火災区域、
0:56:46	肝区画もオペラエリアなのでしょうかそれとも火災区域としては、処理棟全体なんだけども、区画のほうは、ディーラーエリアとなってんでしょうか。お願いいたします。
0:56:58	九州電力のミナミザトレース区域区画の設定としましては、今宮本さんがおっしゃった通り後者のほうで区域としては建屋展開を設定しております。その中で、と防護対象が置いているレーダー、
0:57:15	弁が置いていただいてや自体を1部屋位エリアとして価格として設計しております、現状その周りの場所につきましては、火災防護を行う機器等設置していないということで区画からは除外しております。以上です。
0:57:38	山本です。当申請書のほうをもう少し言いますと、火災区画と火災、
0:57:48	区域と区画が書かれてるところがあるんじゃないかなと思ひまして、
0:57:54	ロック範囲を経たけど、
0:58:01	トップの設定のところというビラエリアっていうのはほんとにペーパーが置かれているところよりももう少し広いようなイメージがあったので、それでビラエリアとはどの辺のところ、やはり米エラーを書の或いは圧縮処理する以外の
0:58:17	ところも含んでいるのかっていうのをちょっと確認したかったというのが質問の趣旨なんですけれども、そのビラ周辺っていうの時具体的に教えていただければなと思います。
0:58:39	これ、
0:58:41	今回そうレーダーを置いてるエリアにつきましてはべら覚えてるんですけども、他の区画等扉機を壁だとかでと分離されてないということでちょっと広めになっております。具体的にはベンダーを置いてる箇所と空気のポコツということで、
0:59:01	縮退ようえとからドラム缶エリアだとかを新しく処理室、あとはモルタル充填を含んだ箇所をメインアイデアとして今回区画として設定しております。以上です。
0:59:18	規制庁宮本です。逆L字のような形になったんですけどこのんツーツーのところがあるというところでそういうふうに区切ってるってことで理解いたしました。続いてその要目表のところの
0:59:34	同じく火災防護設備のところの主配管というのが最後にあるんですけども。
0:59:40	これてる主配管というのは、消火用水へと。
0:59:47	一つ前のパワポスライド4ページ目の
0:59:51	消火用水タンクから電動とディーゼル消火ポンプのところ、
0:59:58	あとその両ポンプからこれどこまでが主配管、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:04	いう位置付けなのかをちょっと教えていただけますか。
1:00:09	自然循環形成電力からミナミザトですと、今回主配管としましては水消火系統ハロン消火系ほう鉄塔エントリーしております、水消火系につきましては今おっしゃったように、タンクからポンプポンプから、
1:00:26	区域に入った第1溶接線までということで等検査等に入ったところの当配管の第1溶接線までを取材してございます。
1:00:38	すいません、第1分岐点ですねまでを別途申請しております。えとハロン5名につきましてはハロンの配管につきましては、今回、先ほどの米でアイデアが煙の充満で消火が困難になるエリアとして、
1:00:57	波浪み消火を設置するということしております、この価格ですね火災区画にはボンベからの火災入るところまでを
1:01:09	入ったところの第1溶接線までを当市配管として登録しております。その考え方につきましてはこれまでの新規制があり、他の申請と同様の考え方で設定はしております。以上です。
1:01:28	町宮本レスありがとうございますけど。
1:01:31	確認なんですけれども、当サイトはハロン頼んボンベのことを、水の方であるっていうのはわかりましたって先ほど分岐点という話があったと思うんですが、その分岐点は、この密自体は検査等と処理棟のほうにも、
1:01:49	多分回るんだと思うんですけども、分岐点は処理棟のほうではなく検査等のほうに分岐点があるということなんでしょうか。つまり支配関係本流としては、
1:02:02	検査等までで、そこから分岐検査等ないと、それとのほうに分岐されてるということなのでしょうか。ちょっとその辺よくわからなかったので、補足いただければわかります。
1:02:15	傾斜電力をミナミザトで今おっしゃった通り、水消火のポンプが検査等の横の横にあるイメージ万ぐらいの当時の検査等の横にあるイメージでして検索を側からと配管を引き回しまして、
1:02:33	検査等側から圧縮処理等がまで引きますということになっております。水消火としましては区域全体に付けるなり消防法上も必要ですので、建屋全体に引き回しております、先ほどおっしゃいました通り、検査等が処理等に行く。
1:02:54	配管も分岐をしております。以上です。
1:03:00	規制庁宮本ですありがとうございます。
1:03:04	そしてあと、
1:03:06	少し、私の方から質問させてください。
1:03:12	パワポスライドの
1:03:17	例えば9ページとか10ページ目のところに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:22	9 ページ目ですと、
1:03:25	第 40 条ですか。
1:03:28	41 条向こうなんかですし、一方次のページの 43 条と 48 条もそうなんです、
1:03:37	ちょっと先ほど 9 条のところ、各ラインのほうからも質問があったと思うんですけども。
1:03:42	基本設計方針のほうに書かれていますということなんです結構基本設計方針を見てください基本設計を見ると、結局をすべてくださいってところが
1:03:52	結構多いのかなと思ってまして、
1:03:57	これ説明の仕方なので、こうしなさいって話ではないと思うんですけども。
1:04:02	基本設計方針を
1:04:05	抜粋されるような示し方もあるのかなと思ったんで、ちょっとこれはすみません通してくださいってよりちょっと腑に感じましたっていう感想をですねちょっとそれだけを申し上げておきますなんかどうしてございってという私からの話だ。ないです。
1:04:22	ちょっと見たときに、上の基本設計方針に記載いただいと、このたびたびこう基本設計方針を見ていかなきゃいけないのもちょっと見にくいなと思ったんでちょっと申し上げましたて通さてあと 1 点。
1:04:37	確認させてください 43 条、
1:04:40	のところになります。
1:04:48	この換気能力を行って必要な換気能力を有する設計とするというところで、
1:04:55	当添付書類がないということなん。
1:05:00	ですけども、排気中の放射性物質の濃度に関する説明書とか、
1:05:06	そういったものは不要だということになるんでしょうか。
1:05:20	九州九州電力のコウヅマです。
1:05:23	まず対処にご出席いただいた部分につきましてはこちらのほうで検討させていただきます。書き方については、
1:05:36	もう少しわかりやすくする方向でちょっと検討いたしますから、二つ目につきまして、
1:05:49	御説明はい範疇の放射性物質の増等の説明書は不要なんですかという御質問に対してなんですけども、
1:06:00	添付資料の補足説明資料のほうでも御説明しておりますが、
1:06:10	補足説明資料の 2-4 ページになります。
1:06:18	この説明書を不要とした理由なんです、廃棄物 3 設備は、
1:06:25	固体状の放射性廃棄物を処理する施設であります。従って IC は発生節処理過程において、放射性物質が散逸し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:39	がたい設計としておりますため、やはり基地及び廃止中の汚染物質濃度に関する説明は不要というふうに判断しております。したがって、説明書については添付しておりません。
1:07:00	以上ですね。
1:07:05	規制庁宮本です。散逸しがたい設計としてということで、
1:07:11	ですけれども、逆に私はお感じたのは散逸しがたいということはおそらく風洞
1:07:19	使ったり、或いは処理棟全体を
1:07:24	喚起しているということを嫌がった風土が降ったりしているところも、大間操作性操作としては散逸しにくい操作するっていうのもあるでしょうけれども、フルード等によって、
1:07:39	はいキーにファンド引っ張ってる逆にもそこで数わけですから、またからそういう意味では会期中の濃度に関する説明なり、そういったものはいるのかなあとちょっと思ったので聞いてみました。
1:07:55	そういう観点ではどうなんですか一般的には
1:08:00	換気能力に関する説明書っていうのは、
1:08:03	どういうときに、
1:08:06	続けているのでしょうか答えのその飛散性の作業伴う場合にはこういった換気設備のそういう換気能力があるということについて説明書というのはつけているのでしょうか。ちょっと参考まで教えていただければと思います。
1:09:09	九州電力のコウヅマはです。精鋭排気中の総放射性物質というのを御説明処理につきまして、こういった場合に添付をしているのかということについては、
1:09:29	ちょっと今までのを、設工認洞道を聞きましようという状況をちょっと確認をさせていただいてますか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:09:42	はい、それから産地防止につきましては、今回 30 中小
1:09:49	はい。
1:09:50	39 条のほうで説明をしております、
1:09:59	はい、承知をしておりますそれと少し補足になるんですけども
1:10:06	設置許可のときに、同じような御質問があったかというふうに記載記憶をしております、その時に経営
1:10:16	処理において、どの程度会期中に 2 放射性物質が
1:10:23	飛散するのかというところを安全側で評価して評価しております。
1:10:30	補足の資料等がございまして、
1:10:34	そのときの評価におきましては全く委員にも影響のないの時にになってございました。以上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:47	規制庁宮本です。ありがとうございます。積極カーの時の補足食うまとめ資料のほうで
1:10:58	安全側の評価されてるっていうのは承知していますんで、要は訴え以上手はあるんですけども、その3年型措置をとってはいるんですけどもそういう飛散性の
1:11:14	うんある操作をするときに、この散逸防止の説明書のほかにも掛かん聞いに関するところの
1:11:25	KN換気能力に関する素人説明書っていうのもあわせて添付しているのかどうかというところをちょっと確認したかったので、そういう点で質問させていただきました。
1:11:37	私からは以上です。ありがとうございました。
1:11:50	工認規制も、
1:11:53	これは、
1:11:56	はい規制庁藤森ですけど。
1:11:59	今のお話にも関連するんですけども、
1:12:03	特にその設置変更許可るときに、どういう流れで何を主な処理していく。
1:12:12	建物だったっていうところは、補足で示してもらってたんですけども。
1:12:17	少なくともまずはこの補足において、今回どういう処理をどういう流れで、どこでやっていくかっていうところは、
1:12:28	補足に少なくとも入れていただいて、その上ではと何がその添付資料として必要なかっていうのは、ちょっとこちらでも再度検討したいと思うんですけども、設置許可から変更がないっていう観点も含めて、設工認の段階で再度です、どういう流れでどこで
1:12:47	当処理していくんだっていうところは補足にすまは入れていただきたいということ、
1:12:53	そのさっきのその換気設備についても、今散逸防止でついてるのを後任の閉申請書に再発防止ついてんのは、べらんとこにフードつけてやりますっていうことだけなんですけれども、
1:13:08	それだけじゃなくて分別処理とかのときも、そこにそこはフードだったか、その部屋を喚起し支店のかちょっと忘れちゃいましたけども、その辺の説明も設置許可の段階ではしていただいていると思うんですけども、
1:13:24	きちんとその全体の流れでまず処理フローを示していただくのと、特に換気設備のところもどこにどう引っ張ってどういう処理をするからどこでどう引っ張ってるのかっていうのがわかるように説明時補足まずは補足説明資料を
1:13:41	ちゃんとしておいてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:45	とりあえず以上です。
1:13:50	はい、九州電力のコウヅマだし、承知いたしました。
1:13:55	はい。
1:13:58	守屋室長すみません今日突然ご案内したんですけれども、
1:14:05	図面的にはあまり火砕のことがあるっていうのは要目表とかになっちゃうんですけど、今日の
1:14:13	今の件について、ヒアリングでコメント等あればお願いします。火災室守屋です。今お話伺った限りではまた詳細説明があろうかと思えますそれ隔離しますけれども、多分架空の境界のところ取り扱い
1:14:34	の部分とかあとガス系消火設備の詳細とかその辺は多分ヒアリング今後進める中で確認していくことになろうかと思えますので、またよろしくお願ひいたします。以上です。
1:14:51	はい、ありがとう。
1:14:54	以下、
1:14:55	九州電力のコウヅマです。承知いたしました。
1:15:02	一応、
1:15:03	御説明
1:15:06	する今回のヒアリングを1個規制情報グラムをコメント等は以上ですので、
1:15:13	もし何かこのコメント意味がわかんないとか何かあれば基準電力さんありますか。
1:15:30	はい。
1:15:31	いただきまして、それについて確認事項等はございません。いただきましたコメントにつきましては確認。
1:15:38	検討いたしまして、御回答させていただきます。以上です。
1:15:43	はい、ありがとうございます。それでは、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
1:15:51	ありがとうございました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。